指定、6の㈠の規定による特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形等に関する調査（5の㈠及び6の㈠において「基礎調査」という。）を行うこととした。（第四条第一項関係）

5　宅地造成等工事規制区域

㈠　都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（5において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。6の㈠において「市街地等区域」という。）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができることとした。（第一〇条第一項関係）

㈡　宅地造成等に関する工事の許可等

(1)　一定の場合を除き、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、都道府県知事の許可を受けなければならないこととした。（第一二条第一項関係）

(2)　一定の場合を除き、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（6の㈡の(2)において「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならないこととした。（第一三条第一項関係）

(3)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について(1)の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、その工事が(2)の規定による特定盛土等に関する工事にあっては、その工事が政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならないこととした。（第一七条第一項関係）

(4)　(1)の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（(4)において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、都道府県知事の検査を申請しなければならないこととした。（第一八条第一項関係）

(5)　(1)の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、一定の期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況等を都道府県知事に報告しなければならないこととした。（第一九条第一項関係）

㈢　宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地（道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地をいう。6の㈣において同じ。）を除く。）の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するようにしなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

6　特定盛土等規制区域

㈠　都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、自然的条件及び社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができることとした。（第二六条第一項関係）

㈡　一定の場合を除き、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三〇日前までに、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第二七条第一項関係）

㈢　特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等

(1)　一定の場合を除き、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。㈢において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、都道府県知事の許可を受けなければならないこととした。（第三〇条第一項関係）

(2)　一定の場合を除き、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならないこととした。（第三一条第一項関係）

(3)　特定盛土等に関する工事について(1)の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、その工事が(2)の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならないこととした。（第三六条第一項関係）

(4)　(1)の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（(4)において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、都道府県知事の検査を申請しなければならないこととした。（第三七条第一項関係）

(5)　(1)の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、一定の期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況等を都道府県知事に報告しなければならないこととした。（第三八条第一項関係）

㈣　特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。）の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならないこととした。（第四一条第一項関係）

7　主務大臣

この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び農林水産大臣とすることとした。（第五三条第一項関係）

8　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第五六号）（農林水産省）

一　農業経営基盤強化促進法の一部改正関係

1　基本方針等の規定事項の拡充

農業経営基盤強化促進基本方針等に農業を担う者の確保及び育成に関する事項等を定めることとした。（第五条第二項及び第六条第二項関係）

2　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備

都道府県は、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備することとした。（第一一条の一一関係）

3　農業経営改善計画に係る農地法等の特例

㈠　農業経営改善計画には、農業用施設の整備に関する事項を記載することができることとし、当該事項が農地の転用の許可を必要とするものであり、都道府県知事等の同意を得た場合、当該施設を整備するときは、許可があったものとみなすこととした。（第一二条、第一三条の二及び第一四条関係）

㈡　株式会社日本政策金融公庫が認定農業者に貸し付ける農業経営の安定に必要な資金等の据置期間は、二〇年等を超えない範囲内で、同公庫が定める期間とすることとした。（第一三条の三関係）

4　地域計画

㈠　同意市町村は、自然的条件等を考慮した区域ごとに、農業者等の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表することとした。（第一八条関係）

㈡　地域計画の策定

(1)　同意市町村は、㈠の協議の結果を踏まえ、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めることと